

## 第36回 京都府福祉人材育成認証事業推進会議 開催概要

■開催日：令和7年10月31日（金）14：00～16：00

■会場：京都経済センター 4-A

■欠席委員：石垣委員、土渕委員

■事務局：健康福祉部 安原副部長

　地域福祉推進課 宮村課長、井谷参事、伊勢田係長

　松浦副主査、角野主事、森下主事

■オブザーバー：櫻井氏（株式会社エイデル研究所）

　貝野氏、福岡氏（株式会社パソナ）

■内容

1 開会

　定刻により、事務局が開会とともに、欠席委員を報告

2 議事

　(1) 認証事業者の状況について

　(2) 認証審査について

　(3) 上位認証審査について

3 閉会

■議事録

議事

(1) 認証事業者の状況について

○事務局

・上位認証法人及び認証法人の認証基準に基づく取組状況及び公表事項（離職率・有給休暇取得率・所定外労働時間数・育児休業取得率等）の集計結果について報告（令和6年度分）

●委員

　福祉学部生への制度周知が課題ではないか。認証制度は将来の中核人材の確保を目的に掲げているため、今後は転職希望者を含め、新卒者に向けた情報発信を強化し、認知度の向上に取り組んでいただきたい。

○事務局

　令和6年度から離職率等の数値を取りまとめており、今後はこれらのデータを活用して学生や大学関係者へ情報発信したい。

## （2）認証審査について

### 新規認証審査関連

#### ○事務局

- ・新規認証申請法人（1法人）の審査内容を説明
- ・1法人の認証を提案

#### ○事務局提案のとおり承認

### 認証更新審査関連

#### ○事務局

- ・認証更新申請法人（14法人）の審査内容を説明
- ・認証更新辞退法人（2法人）の辞退理由を説明
- ・14法人の認証更新（有効期限5年）を提案

#### ●委員

更新辞退の理由は認証維持に係る手続きの負担であるため、引き続き事務の省力化や認証取得のメリットを高める仕組みが必要ではないか。

#### ●委員

制度創設時は、まず宣言法人となり、その後認証法人へステップアップする流れを想定していたが、現在は宣言法人が増加し、認証法人が減少している。宣言に補助金の申請要件等のメリットが付与されている一方で、認証に見合ったメリットがないことが課題ではないか。

#### ○事務局

近年では、認証取得に向けた制度構築に5・6年を要する事業者が増えている。コロナ禍や事業所の事情で取組が進まないこともあるが、宣言事業者には継続的な支援を実施しているところ。認証取得に係るメリットの発信は指摘を踏まえて検討していくたい。

#### ●委員

外形的には認証制度のインセンティブは宣言段階に偏っており、認証取得のメリットが見えにくい。

事務局が継続して支援した事例については、別途紹介してもらいたい。

#### ○事務局

今後更新辞退となった法人の分析を行うとともに、認証制度のメリットの明確化や申請事務の簡素化について検討し、改めて報告させていただきたい。

○事務局提案のとおり承認

**認証停止解除審査関連**

○事務局

- ・認証停止解除申請法人（4法人）の審査内容を説明
- ・4法人の認証停止解除を提案

●委員

虐待事案の認証停止解除にあたっては、京都府によるヒアリングだけでなく、第三者評価の受診を要件とするなど、もっと慎重に取り扱うべきではないか。

○事務局

認証停止解除は施設の指導監督庁による指導内容と法人の虐待防止に係る取組を確認して可否を判断することとしており、この取扱いは推進会議で議論し決定した経過がある。第三者評価の受診を要件とすることについては、事業者側の意見を伺いたい。

●委員

事業者は虐待を真摯に受け止める必要がある。認証制度においても認証停止解除を責任もって判断するべきであり、施設における取組の信憑性を確認するために何らかの客観的な指標が必要ではないか。

●委員

虐待は現場の事情に詳しい第三者が介入して改善策を検討する等、有効な手立てを打たなければ再発することが多い。虐待は業界のイメージダウンに繋がるため、認証停止を解除した施設で虐待が再発していないか等の分析も必要ではないか。

●委員

今回の認証停止解除については現行の取扱で進め、今後より慎重に認証停止解除を判断すべきという意見については、別途検討してはどうか。なお、虐待防止の内容に踏み込み判断するのであれば、1件ごとにケーススタディが必要であり、第三者が介入したとしても評価は簡単ではないと考える。

●委員

福祉施設における虐待は組織の構造的な問題であるため、再発防止の取組を多面的に評価しなければ虐待はなくならない。

●委員

本来、虐待の再発防止にあたっては、ケーススタディによって有効な取組を検討すべきである。認証制度として、悪質性の高いケースには何らかの介入も必要であると思うが、全てのケースに介入することは現実的ではない。制度や本会議での対応範囲を含め議論が必要ではないか。

●委員

虐待に関する指導監督庁による対応結果だけでは、認証停止解除の判断は難しい。再発防止の取組として第三者評価受診を例に挙げたが、現行の取扱いの中でもう少し良い方法を検討できないか。

●委員

上位認証や認証は福祉業界のイメージアップに繋がるものである。基準を緩くして、虐待事案が増えてしまうと逆効果ではないか。業界団体として、あえて認証停止解除の基準を高く設定することを提案する。

●委員

本件については、継続した議論が必要だと思うがどうか。

○事務局

虐待の内容は様々であると認識しているが、認証停止解除にあたっては事案に係る監督官庁の判断という客観的な事実をもって取り扱いを決定しているところ。今後の取扱については、これまでの経過を踏まえ、論点を整理して議論いただきたい。

●委員

今回の認証停止解除は現行の取扱いで判断すべき。取扱の変更に係る議論は、別途専門的に議論できる委員で部会等を開催し、対応案を本会議に提案してはどうか。

●委員

今回、事務局から提案のあった新規認証、認証更新、認証停止解除に係る審査については事務局案のとおりとしたい。なお、今後の認証停止解除の取扱いについては、別途議論の場を設ける等事務局で検討いただきたい。

○事務局提案のとおり承認

### (3) 上位認証審査について

#### 新規上位認証審査関連

○事務局

- ・新基準の概要を説明
- ・新規上位認証申請法人（2法人）の概要を説明
- ・審査内容の説明（基準の達成状況、特徴）
- ・1法人の上位認証、1法人の認証法人継続を提案

#### ●委員

上位認証を不可とする場合は、再申請に向かうよう当該法人に改善点をフィードバックされたい。

#### ●委員

上位認証の認定にあたっては、評価の合計点のうち7割以上であることとしているが、8割以上に引き上げてはどうか。

#### ●委員

新規上位認証については事務局案のとおりとしたい。

法人へのフィードバックはしっかりと行うとともに、今回議論のあった点については、制度に参画する法人に周知していただきたい。

#### 上位認証更新審査関連

○事務局

- ・新基準の概要を説明
- ・上位認証更新申請法人（2法人）の概要を説明
- ・2法人の上位認証更新（うち1法人：5年更新、うち1法人：3年更新【※】）を提案  
【※】一部基準に未達有りのため

○事務局提案のとおり承認

以上。